

第5回 横浜市会議会のあり方調査会議題

平成16年9月7日(火) 10時
市会1階小会議室

- 1 指定管理者制度移行後の議会審査のあり方の報告のとりまとめについて

資料1

- 2 インターネット中継の実施形態、実施方法、実施時期等の報告案の検討について

資料2

- 3 委員会のあり方について

資料3

- 4 その他

○次回日程：9月29日(水) 9:00集合で、衆議院及び草加市議会を視察

○次々回日程：10月6日(水) 14:30～1階小会議室

横浜市議会のあり方調査会報告（第1回）（案）

本調査会は、市会運営委員会の諮問事項のうち、「指定管理者制度移行後の議会審査のあり方」について検討し、検討結果をまとめましたので御報告します。

《指定管理者制度移行後の議会審査のあり方》（その1）

1 検討の趣旨

地方自治法の一部改正により、民間事業者等に公の施設の管理運営を委ね、市民にとってよりよいサービスをより低いコストで提供することを目的とし、指定管理者制度が導入されました。

指定管理者制度では、従前の管理委託制度と比較し、民間事業者等を含めた幅広い団体が指定管理者の対象となったことや、指定管理者に指定された団体が施設の使用許可等を行えるようになり、指定管理者が公の施設の管理者となることなどの特色があります。

また、本市においては、平成18年9月までに、少なくとも約470施設が指定管理者制度に移行する見込みであること等を考慮すると市民に対する影響も少なくないと予想されます。

しかし、改正地方自治法には、議会が指定管理者の事業執行状況（管理業務の実施状況、料金収入の実績等）をチェックすることや、議会が指定管理者から直接に事業報告を受けることなどについて特段の定めが設けられていません。

そこで、本調査会では、地方自治制度は市長と議会の二元代表制をとるものであり、また、本市において、市民に身近な多くの公の施設に指定管理者制度が導入され、市民に対する影響も少くないことなどを考慮すると、指定管理者制度の導入後の公の施設の管理運営について、より効率的な運営がなされているか、より市民サービスの向上に寄与しているかなどの視点から、議会としてどのように関与していくのかという点について検討を行いました。

2 検討の結果

指定管理者制度は、新たな制度としてスタートしたところであり、指定管理者制度の今後の運営状況や市長の報告の状況などの動向を見ながら、議会としての関与のあり方をどのように考えていくのかさらに検証していく必要があります。

しかしながら、本市会においては、まもなく平成15年度の決算審査が行われようとしており、平成15年度から指定管理者制度が導入された7施設については、今回の決算審査から審査の対象となるため、本調査会では、議会が決算審査を行うに当たり、当面の間、市長に指定管理に係る事業執行の報告（指定管理者から市長に提出された事業報告書の写し等）を求める事とする、また、委員会審査等において必要があると認められる場合に、指定管理者から直接に状況を聴取する手法を、地方自治法の参考人制度の活用等を含めて検討を進めることとするとの結論に達しました。

なお、この報告は現時点における中間的なものとし、引き続き本調査会で指定管理者制度移行後の議会の関与のあり方について、検討を続けることで意見の一致を見ました。

平成16年 月 日

横浜市会議会のあり方調査会

座 長	藤代 耕一	(自民党)
副座長	木村 久義	(公明党)
"	森 敏明	(民主党)
委 員	横山 正人	(自民党)
"	古川 直季	(自民党)
"	仁田 昌寿	(公明党)
"	高梨 晃嘉	(民主党)
"	今野 典人	(みらい)
"	中島 文雄	(共産党)
"	杉山 典子	(ネット)

横浜市会議会のあり方調査会報告（第2回）（素案）

本調査会は、市会運営委員会の諮問事項のうち、「インターネット中継実施に向けての計画化とこれに伴う議会運営のあり方」について検討し、検討結果をまとめましたので御報告します。

《インターネット中継実施に向けての計画化とこれに伴う議会運営のあり方》 (その1)

1 検討の趣旨

本市会においては、平成15年3月5日の第二次議会改善検討懇話会報告で、「本会議等のインターネット中継は、市民に対して議会情報を広くかつ迅速に提供していく上で有効な手段であるが、技術上の問題や費用対効果の問題などもあるので、今後これらの課題を踏まえて、導入に向けて検討していく必要がある。」とされています。

ところで、平成15年度横浜市市民意識調査によれば、本市のインターネットの世帯普及率は、63.3%（前年比3.3ポイント増）で、年々増加しており、広報等の手段としてインターネットを活用する環境が整備されてきていると言えます。

また、他都市議会のインターネット中継の状況は、政令指定都市及び都道府県の60議会中33の議会で、インターネット中継を実施又は本年度中に実施予定となっており、議会のインターネット中継が一般化しつつある状況となっています。

本調査会では、上記のような市民のインターネット利用及び他都市議会のインターネット中継実施の状況の進展から、インターネット中継は、市民にとって議会をより身近にするものとなり、情報提供の手段としても将来的に有用なものであるとの認識に立ち、第二次議会改善検討懇話会の報告内容を踏まえつつ、改めて本市会におけるインターネット中継導入に向けた検討を進めました。

2 検討の結果

本市会では、これまで本会議録、委員会記録等を登載した横浜市会ホームページのほか、議会だよりの発行、テレビ録画中継、モニター放映など、広報媒体等の特性を活用した議会情報の提供に努めてきました。

このような中で、インターネット中継は、市民が、自宅等のどこからでも市会ホームページにアクセスすることにより、生中継でリアルタイムに本会議等を視聴でき、また、録画映像をいつでも視聴できるなど、優れた利点を有する情報提供手段です。

このため、本調査会としては、これまでの議会情報の提供に加えて、インターネット中継をその特質を十分に考慮して計画、実施すべきであり、実施に当たっての基本事項は、

- (1) 放映対象は、当面、本会議及び予算・決算特別委員会とする
- (2) 実施時期については、できる限り早期に実施することが望ましいことから、予算・決算特別委員会については平成17年開催の決算特別委員会を、本会議については平成17年第4回定例会を目途に実施する
- (3) インターネット中継の即時性や利便性等の効果を發揮させるため、生中継と録画中継（オン・デマンド）を行うとともに、本会議及び予算・決算特別委員会の全日程を放映する
- (4) テロップを表示する等により、市民にとってよりわかりやすいものとする

とのことで意見の一致を見ました。

なお、上記の基本事項に基づいて、インターネット中継の計画を具体化していくことにあわせ、本調査会として、録画・録音の取扱いなど、細部事項及び市民によりわかりやすく、かつ議会の関心を高めていく上での本会議の運営方法等について、さらに検討を進めることとします。

平成16年 月 日

横浜市会議会のあり方調査会

座長 藤代 耕一 (自民党)

副座長 木村 久義 (公明党)

" 森 敏明 (民主党)

委員 横山 正人 (自民党)

" 古川 直季 (自民党)

" 仁田 昌寿 (公明党)

" 高梨 晃嘉 (民主党)

" 今野 典人 (みらい)

" 中島 文雄 (共産党)

" 杉山 典子 (ネット)

委員会のあり方について

- 1 地方分権の進展により、地方公共団体の自己決定・自己責任領域が拡大し、議決機関・監視機関としての議会の役割が大きくなっているなか、本会議とともに議会活動の中心的役割を担っている委員会への期待が高まっている。
- 2 議会の最終的意思決定は本会議で行われるが、本市会のような大都市の議会にあっては、委員会の議案等の専門的・迅速的な審査及び調査のほか、政策提案などの役割がこれまで以上に期待されている。

	常任委員会	特別委員会
特 質	<ul style="list-style-type: none"> ○所管部門に関する調査、議案・陳情等審査 ○議員はそれぞれ1つの常任委員となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○付議された特定案件の調査・審査 付議事件 <ul style="list-style-type: none"> ・特に重要で特別の構成員で審査する必要のある案件 ・二つ以上の常任委員会の所管に属する案件 ・議案のみならず調査に関するものも含む。
現 況	<ul style="list-style-type: none"> ○本会議の予備的、下審査機関 ○所管事項（付議事件）について専門的かつ詳細に審査 ○審査の独立性が保証（委員会審査独立の原則） ○公聴会、参考人意見聴取、閉会中審査が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 8つの常任委員会が次の考え方により編成・設置されている。 <ul style="list-style-type: none"> ○局所管の関連性を重視する。 ○公営企業という考えから水道・交通は1つ ○重要な議案審査のために委員数はこれまでのように10人以上 6つの特別委員会が次の考え方で設置されている。 <ul style="list-style-type: none"> ○調査案件を付議事件として調査・研究し、<u>議案等は付託しない</u>。（申合せ・確認事項） ○市政課題に対し、要望等の具体的行動を行う。 <small>大都市行財政 基地返還促進</small>
課 題 等	<p>議案等審査、調査及び政策提案など委員会の重要性が増大するなかで、そのあり方をどのように考えていくべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○局再編成を踏まえた委員会再編への対応 ○常任委員会との所管分担があいまい。 ○常設的に設置されている。 ○活動が定型化傾向にある。 など

常任・特別委員会関係規定

常任委員会	特別委員会
<p>[地方自治法]</p> <p>第109条 普通地方公共団体の議会は条例で常任委員会を置くことができる</p> <p>② 議員は、それぞれ一箇の常任委員となるものとし、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定がある場合を除く外、議員の任期中兼任する。</p> <p>③ 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。</p> <p>④ 常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。</p> <p>⑤ 常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>⑥ 常任委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。</p>	<p>[地方自治法]</p> <p>第110条 普通地方公共団体の議会は、条例で特別委員会を置くことができる。</p> <p>② 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間兼任する。</p> <p>③ 特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。但し、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することを妨げない。</p> <p>④ 第109条第4項及び第5項の規定は、特別委員会について準用する。</p>

○市会運営委員会申し合わせ・確認事項（抜粋）

特別委員会

- 1 特別委員会について
 - (1) 議案、請願、陳情等の付託は行わない。
 - (2) 意見書・決議案の提出を決定するに当たっては、必要に応関係常任委員会と協議する。
 - (3) 委員会の見直し及び委員の改選は、常任委員改選時に併せて行う。
 - (4) 委員会の運営その他は、従来の実行委員会の例による。